

宇治市健康づくり・食育アライアンス 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は宇治市健康づくり・食育アライアンス（以下「健康アライアンス」という。）と称する。

(所在地及び事務局)

第2条 健康アライアンスの所在地は宇治市宇治琵琶33番地宇治市役所健康づくり推進課とする。事務局は宇治市健康長寿部健康づくり推進課内に置く。

第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 健康アライアンスは、全ての宇治市民（以下「市民」という。）が住み慣れた地域で生涯いきいきと心身ともに健康で豊かに暮らすことができるよう「健康・笑顔・活気」あふれるまちづくりを目指すために、自らの健康は自ら守り、また、市民が互いに協力し合って健康づくり及び食育の輪を広げることを目指す。

国において策定された「健康日本21（第3次）」及び「第4次食育推進基本計画」の基本的な考え方を共有し、市民の健康づくりと食育の推進に取り組むための行動計画として策定された「宇治市健康づくり・食育推進計画」に基づき、「社会とのつながりの中で生きがいを持ち、健康で心豊かに活躍できるまち」の実現に寄与すること、及び、健康アライアンス参加団体と市民双方にとって有益なものとなることを目的とする。

(活動)

第4条 健康アライアンスは、前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動を行う。

- (1) 市民の健康づくりの推進に関すること
- (2) 市民の食育の推進に関すること
- (3) 健康づくりや食育の推進を行っている団体等との連携・協力を行い、市民の健康づくりや食育の推進に寄与すること
- (4) 健康アライアンスにおける活動は、前条の目的に合った活動以外を行わないこと
- (5) 総会（第 5 章）に参加すること

第 3 章 会員

（会員）

第 5 条 健康アライアンスの会員は、市民の健康づくりと食育の推進に向けて健康アライアンスと連携して取り組むことに賛同する団体で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 宇治市内で健康づくり又は食育に関する活動を行っている団体であること（地域社会の発展・活性化への貢献、つながりづくり、地域イベントへの参加、ボランティア活動、企業等における従業員の健康管理など）
- (2) 特定の宗教又は政党を支持する活動を目的としないこと
- (3) 宇治市暴力団排除条例（平成 2 5 年宇治市条例第 4 3 号）第 2 項第 4 号の暴力団員等又は同条第 5 号の暴力団密接関係者でないこと

（入会）

第 6 条 健康アライアンスに加入しようとする団体は、入会届出書（別紙 1）を事務局に提出し、事務局および役員会の承認を得るものとする。

（会員の資格の喪失）

第 7 条 会員が次の各号に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届（任意様式）を提出したとき
 - (2) 健康アライアンスの信用を著しく損ねる又は健康アライアンスの活動主旨に反する行為を行ったとき
 - (3) 除名されたとき
 - (4) 団体が消滅したとき
 - (5) 他団体の批判・誹謗を行ったとき
- 上記、(1)～(5)の行為があった場合、事務局および役員会の承認を得て、当該会員資格を除名することができる。

第4章 役員等

（代表等）

第8条 健康アライアンスに次の各号に規定する役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 2名以上
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 1名

（役員を選任）

第9条 役員を選任は次の各号のとおりとする。

- (1) 代表は健康アライアンス加入団体から選出することとする。
- (2) 副代表は健康アライアンス加入団体から事務局及び代表が任命することとする。
- (3) 会計は健康アライアンス加入団体から選出し会議の承認を得る。
- (4) 監事は健康アライアンス加入団体の他から選出し会議の承認を得る。なお、アライアンス加入団体からの選出も可とする。

（役員会）

第10条 代表は必要に応じ役員会を招集することができる。

（職務）

第11条 代表は健康アライアンスの会務を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、代表があらかじめ指名した順序によりその職務を代理する。

3 監事は、健康アライアンス事業の進捗に対する助言及び健康アライアンスの予算決算に関する状況について監査する。

(任期)

第12条 健康アライアンスの役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠によって就任した役員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

3 増員によって就任した役員の任期は、現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

(解任)

第13条 役員が次の各号に該当するに至ったときは、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

第5章 総会

(構成)

第14条 健康アライアンスの総会は、各団体の代表者をもって構成する。ただし、代表者が出席できない場合は代理人を総会に参加させることができる。

2 代理人は、委任した代表者の代わりに意見を述べることができる。

3 総会は、健康アライアンス加入団体他、代表、副代表、監事及び事務局が必要と認める者をもって構成する。

4 総会の成立要件は、委任状を含めて、過半数以上の出席を必要とする。

(開催)

第15条 総会は、原則として毎年1回以上開催し、代表が招集する。ただし、代表及び事務局が必要と認めたときは別に開催することができる。

(内容)

第16条 総会は次の各号に規定する事項について話し合う。

- (1) 健康づくり及び食育に関する啓発方法について
- (2) 健康づくり及び食育推進に関するイベントについて
- (3) 健康づくり及び食育推進に関する支援活動について
- (4) 健康づくり及び食育に関する情報共有
- (5) その他、健康アライアンスの事項について

ただし、事項の中で急を要するものについては、代表及び役員会、事務局で決議・執行を行い、次の総会で承認を受けることとする。

(報酬)

第17条 総会の参加によっては、役員及び参加者の報酬は無償とする。

第6章 予算等に関すること

(事業年度)

第18条 健康アライアンスの事業年度は、毎年4月1日に始まり、

翌年 3 月 31 日に終了する。

（収入）

第19条 健康アライアンスは次の各号の収入により運営し、健康アライアンスの活動によって生じた余剰金の分配はしないものとする。

- (1) 市民の健康づくりと食育の推進のために、宇治市から委託を受けて実施する事業に関する収入
- (2) 健康アライアンスの活動趣旨等に賛同する個人・団体等からの賛助会費及び事業協力金
- (3) その他の収入

（支出）

第20条 支出は、予算に基づき健康アライアンスの目的に沿って支出する。

（事業計画及び収支予算）

第21条 健康アライアンスの事業計画及び収支予算については、毎年事業年度の開始前に代表及び事務局が編成し、定めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により事業開始前に予算が成立しないときは、代表は予算成立の日までに前年度の予算に準じて、収入及び支出を行うことができる。
- 3 前項に規定する収入及び支出は、新たに成立する予算に基づくものとする。

（事業報告及び決算報告）

第22条 各団体の事業報告及び決算報告に関する書類は、代表が前事業年度末時点のものとして次の書類を作成する。

- (1) 各団体事業報告書
- (2) 収支決算書

(3) その他必要な書類

2 事業報告及び決算報告は、監事の監査を経た後、毎事業年度終了後、2か月以内に事務局に提出しなければならない。

(委任)

第23条 この会則に定めるもののほか、健康アライアンスの運営に必要な事項については、代表、副代表、事務局が定めるものとする。

(会則の改正)

第24条 本会則の改正は総会に参加した健康アライアンス加入団体の2分の1以上の議決を得なければならない。

(解散)

第25条 健康アライアンスは総会の決議により解散し、解散にはアライアンス加入団体総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第26条 健康アライアンスが解散したときに残存する財産は宇治市に帰属するものとする。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成31年4月1日から実施する。

この会則は、令和2年6月1日から実施する。

この会則は、令和2年12月1日から実施する。

この会則は、令和2年5月18日から実施する。

この会則は、令和7年6月1日から実施する。

この会則は、令和8年6月1日から実施する。

